

## 産業廃棄物（廃プラ・金属）収集運搬処理業務委託仕様書

### 1 委託業務

#### (1)業務内容

ア 当センター(病院だけでなく、敷地内にある付属施設を含む)で発生する産業廃棄物等(特別管理産業廃棄物を除く(2)に指定のもの)を定期的に廃品回収又は収集運搬及び処分を行うことを業務とする。

イ 委託業務の処理の方法としては、次の2つに指定する。

産業廃棄物として収集運搬及び処分する方法

資源として廃品回収し再生資源として利用する方法

#### (2)業務量

発生量(処理必要量)：約 5,500kg～6,500kg

排出物及びその量は、業務状況により変動するものであり、上記はあくまで目安である。

廃金属類には、金属くず・ガラス・陶磁器及び電池などが含まれる。

臨時に発生する大型(1 m<sup>3</sup>以上)の粗大ゴミ(棚・事務机・大型医療器械等)家電リサイクル法適用のテレビ・冷蔵庫・エアコン等については含まないが、必要に応じて有償引き取りを求める。

小型(1 m<sup>3</sup>未満)の粗大ゴミパソコンモニター・椅子・医療器材等)は含む。

#### (3)留意事項

収集にあたっての分別作業及び計量は要しない。

感染性の医療廃棄物が収集袋に混在していることが明らかである場合は、回収及び運搬を不要とする。(周囲に散在しないなど適切な処置をした上で院内清掃担当者へその旨の連絡を行うこと。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する規則等の関係法令に従い、適切に処理を行うこと(再委託の禁止等)。

処理にあたって必要なマニフェスト(産業廃棄物管理票)の発行準備も業務に含む。処理方法にあたっては電子マニフェスト登録が望ましい。

マニフェストは、毎回の処理委託ごとに作成提供し、受託業者は、処理終了後、必要箇所を記入の上、速やかに委託側保存分を返却しなければならない。

当センターの担当者より、適正なごみ処理を行うため、ごみの収集量や処理に関する情報等について、問い合わせをした場合は、内容に応じ、調査及び報告を行うこと。

法令に基づく現地調査を実施する場合は、随行や取り次ぎをするなどにより協力すること。

院内の感染症対策や環境衛生保持につき、院内の委員会等に出席を求められた場合は、これに参加する必要がある。

### 2 回収場所

兵庫県立加古川医療センター本館地下1F(産業廃棄物集積所)

院内清掃業者により、院内の廃棄物は収集され、集積所へ運ばれる。

### 3 回収日・時間

週2～3回程度の設定日

なお、回収量から判断し、これらの日以外でも回収を行うこともできるほか、各品目に応じて、回収日を設定することができる。

原則として、午前中までに回収を終えること。

### 4 業務管理上の留意事項

- (1) 受託者は、事前に業務責任者及び業務従事者の氏名を記載した名簿を提出すること。また、変更する場合も同様とする。
- (2) 受託者は、常に業務従事者の健康に留意し、各業務従事者が感染の恐れのある疾患等に罹患したときは、当該者を業務に従事させてはならない。
- (3) 業務の適正な実施及び当センター内の秩序維持の観点から、院長が受託者の業務従事者を不相当と判断した場合は、その変更を命ずることができる。
- (4) 業務遂行にあたり、法定されている事項、一定水準の業務を行うために必要不可欠な事項に対応する費用については、受託者が負担する。
- (5) 業務従事者が作業中に被った業務従事者の故意又は過失による事故、事件の補償及び賠償は、各受託者の責任とする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、契約時及び必要時に当センター側と協議のうえ定める。